

榛原地域小学校の統合について協議する会設置要綱

(設置)

第1条 宇陀市榛原地域の榛原小学校、榛原東小学校及び榛原西小学校の統合に関する緒課題を協議し、及び3校の統合を円滑に推進するため、榛原地域小学校の統合について協議する会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校統合の具体的な時期に関すること。
- (2) 統合校として使用する学校施設に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3校の統合に関し、宇陀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 3校各校の保護者を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 3校各校を代表する者
- (5) 地域の就学前施設の保護者を代表する者
- (6) 3校各校の学校運営協議会又は、学校評議員を代表する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条各号に掲げる所掌事項が完了する日までとする。

2 任期の途中において、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、第3条第2項に該当する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長が置かれる前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により開催する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求める、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。